

学校法人会計とは

学校法人の使命は、学校を運営し、その目的である教育・研究を遂行することであり、利益の追求およびその配当を主な目的とした営利法人（株式会社、有限会社など）とは、目指すべき目的が異なります。

教育活動は社会に有為な人材を育成することを目的とし、研究活動はその成果を社会に還元することを目的とします。

企業会計は、収益と費用からその経営成績を知ることにはありますが、学校法人会計は、計算書類によって財務の面から、教育研究活動が円滑に遂行されたか否かを知ることにはあります。

教育・研究活動を行なうためには、教職員などの人員や施設設備が必要であり、このための資金や保有した財産を管理していかなければなりません。また、学校法人の教育・研究活動を継続的に行うためには、財務状況を正確に把握し、収支バランスを意識した健全な経営をしなければなりません。そのため「学校法人会計基準」という一定のルールのもとに、財務状況を把握するための計算書類等を作成することとなっています。

これらの計算書類は、国または地方公共団体から補助金の交付を受けるための報告資料としても利用されます。

さらに今日においては、在学生や保護者をはじめ学内外に対し、財務状況を公開し、説明責任を果たすことが求められています。

《計算書類等について》

学校法人会計基準では、「資金収支計算書」「事業活動収支計算書」「貸借対照表」の3つの計算書類とそれぞれの附属資料および明細表を作成することが義務づけられています。

【資金収支計算書】

当該会計年度（4月1日～翌年3月31日）に行った諸活動に対応するすべての支払資金の収入（資金収入）および支出（資金支出）の経緯・顛末を明らかにしたものです。これにより学校法人のキャッシュフローの状況を把握することができます。また、資金収支計算書に記載される資金収入および資金支出の決算の額を3つの活動（教育活動、施設整備等活動、その他の活動）ごとに区分して表示した附属表として、「活動区分資金収支計算書」があります。

【事業活動収支計算書】

当該会計年度の3つの活動（教育活動、教育活動以外経常的な活動、それ以外の活動）に対応する事業活動収支の内容を明らかにするとともに、基本金へ組み入れる額を控除した事業活動収支の均衡を明らかにするものです。企業会計における損益計算書に類似した計算書です。学校法人の収支を経常的な収支と臨時的な収支に区分し、経常的な収支をさらに教育活動収支と教育活動外収支に区分し、事業活動別の収支のバランスを把握することができます。

【貸借対照表】

期末（年度末）における資産・負債・基本金および繰越収支差額を把握するもので、学校法人の財務状態の健全性を表すものです。